**国頭村交通不便地域における二次交通実証事業委託業務**

**仕様書**

**１．業務名**

　　　この委託業務の名称は、「国頭村交通不便地域における二次交通実証事業委託業務

　　（以下、「本業務」という。）」という。

**２．目的**

　　　国頭村（以下、「本村」という。）においては、観光客が国頭村内を移動する二次交通に関して現在国頭村営バスを運行しているが、利便性に課題がある。

　　　特に村内宿泊施設と観光地を結ぶ移動手段の確保については、大きな課題となっている。

　本業務は、村内に宿泊している観光客の移動手段の確保、村内観光施設を周遊できる円滑な移動手段を確保し、通過型観光から長期滞在型観光への転換を図り、各観光施設への誘客を促進する。

**３．業務期間**

　　　契約締結日から令和６年２月２９日（木）まで

**４．提出書類**

　　　受託者は、本業務の実施において、次の書類を提出するものとする。

　　　（1）　業務実施計画書（業務見積書を含む）【契約時】

　　　（2）　着手届【着手時】

　　　（3）　管理責任者等の通知書【着手時】

　　　（4）　業務工程表【着手時】

　　　（5）　完了届（納品書を含む）【完了時】

　　　（6）　業務に係る経費内訳書及び証憑書類【完了時】

　　　（7）　その他、委託者が指示する書類

**５．業務内容**

　　　本業務では、以下の項目について実証するとともに、実施にあたっては受託者が有する知見等を積極的に活用し、業務目的の達成を図るものとする。

**①実証運行にかかるルートの検討**

　　国頭村内の各宿泊施設と各観光地を結ぶ、観光客の利便性向上および利用促進が図られる運行ルートを検討する。

　検討に当たっては、国頭村営バスとの運行と連携・協力をもって行うものとする。

**②実証実験にかかるバスの実走**

　　国頭村内の宿泊施設と観光地を結ぶルートを実走し、乗客数・乗客の乗降箇所・利用者の意見等、必要なデータを収集すること。

　　なお、実走においては、実証実験期間の月曜日から日曜日（祝祭日含む）の8：30～

21：00とし、車両は２台とすること。また、仮設乗降所設置など必要な環境整備がある場合には、委託者と調整・調達・整備について協議すること。

**③事業性・採算性等の検討**

　　二次交通実証事業実走結果を踏まえ、事業性・採算性や法的規制の調整など本格運行の基盤となる調査・検証および将来的に運行を担う体制構築の検討を行う。

**④業務執行に対する市との協議**

　　業務の適正かつ円滑な執行のため、市と協議を行うものとする。

　　協議は業務期間中３回以内を基本とし、必要に応じて協議を行うこと。

**⑤報告書の作成**

　　業務内容を取りまとめ、成果物として国頭村へ報告書を作成し、提出する。

**⑥その他の追加提案**

　　仕様書に記載する項目の他、本業務遂行において効果的な提案があれば、追加事項を提案する。

**６．成果物**

　　本業務の成果物として、報告書（A4版簡易製本）2部、電子媒体1部を提出すること。なお、成果物における著作権等の知的財産権利は、原則として国頭村の帰属とする。

**７．納入場所**

　　国頭村　商工観光課

**８．業務実施上の注意**

　　受託者は、業務実施にあたって以下の各号を遵守しなければならない。

（1）市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。

（2）業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。

（3）本業務の経理は、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

（4）本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害してはいないことを保障すること。

（5）個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。

（6）本業務に関して提出した実施計画書に変更が生じた場合は、速やかに変更の実施計画書を提出し、市と協議すること。

（7）契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。

（8）事業の着手・実施・完了にあたって必要書類を提出するほか、本業務にかかる関係書類は他の業務のもと明確に区分して整理すること。

（9）業務の遂行にあっては、業務日報を作成する等、書面によりその結果を確認できるよう整備すること。

（10）本業務に係る書類について、業務完了の翌年度から5年間保管すること。

**９．その他事項**

　　　本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。